

## 豊中市障害福祉システム標準化に関する情報提供依頼

### 1. 背景と目的

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」という。）が令和3年（2021年）9月に施行され、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化（以下「標準化」という。）が推進されることとなりました。

標準化法では、地方公共団体に対し、標準化基準（標準化法第6条第1項及び第7条第1項に規定する基準）に適合する基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用が義務付けられています。また、標準準拠システムは、ガバメントクラウド（デジタル庁の「地方公共団体情報システム標準化基本方針」4.3.1に規定）を利用することが原則とされています。

本市においては、障害福祉システムが特定移行支援システムに該当し、現行システムから標準準拠システムへの移行計画の再検討や移行費用の見直しを行う必要があります。

つきましては、本市への障害福祉システム標準準拠システムの提供の可否、導入スケジュール等について、下記のとおり情報のご提供をお願いいたします。なお、本依頼の結果により、今後の契約等が確約されるものではないことをご了承ください。

ご多忙中、大変恐縮ではございますが、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

### 2. 情報提供依頼の内容について

#### （1）情報提供依頼の目的

本件は、標準準拠システムへの移行に関し、今後の検討をより円滑に進めるためにご協力いただける事業者様を確認するために実施するものです。

#### （2）対象範囲

情報提供依頼の対象範囲は以下のとおりです。

- ・ 障害福祉システム：障害福祉システム標準仕様書

#### （3）前提条件

標準準拠システムは下記条件にて導入を検討しています。下記条件を考慮の上で情報提供をお願いいたします。

- ・ 今回の情報提供依頼では、障害福祉システムを対象とすること。
- ・ 本市と同等の住基人口（人口40万人以上）の自治体にて、該当システムを導入・保守サポートしていること。
- ・ 初期導入費用及び運用費用が安価であること。

- 利用期間を通じて確実に運用が可能なシステム、継続して運用・保守業務を提供できること。
- 文字セットは行政事務処理標準文字を利用すること。独自文字を利用する場合も行政事務処理標準文字に対応すること。
- 移行方式はリフト&シフトとし、共同利用方式の場合はガバメントクラウド上にシステム構築する。
- 標準準拠システム間の連携は AWS 上のオブジェクトストレージサービス (Amazon S3) を利用すること。

#### (4) 情報提供依頼内容

本件において本市が求める情報を以下に示します。

- プロポーザルへの参加可否
  - アプリケーション提供方法（共同利用方式／単独利用方式）
  - 利用（構築）する CSP
  - 導入実績及び導入予定（政令市、中核市における標準準拠システムの稼働実績及び稼働予定）
  - 想定される構築スケジュール（下記の本市想定スケジュールへの対応が可能か、困難である場合は貴社における想定スケジュール）
  - 標準準拠システム構築に要する費用の見積り（概算費用）
  - その他提案事項
  - 本市が想定する運用への対応可否
- ※ その他、可能であればご提供いただきたい資料
- 貴社システムの標準化対応方針が分かる資料
  - 貴社標準準拠システムの特徴
  - システム内のデータ連携方法（密結合／疎結合）
  - システム外とのデータ連携方法（API 連携／ファイル連携）
  - クラウドネイティブ対応（マネージドサービスの利用範囲）
  - 標準化後のシステム運用の考え方
  - 標準準拠システム稼働までの進め方
  - 契約から標準準拠システム稼働までに市側が行う作業工程
  - 講演資料、既存ユーザー向けの資料で網羅されている場合には、そのままご提供ください。今回の回答用に加工いただく必要はありません。
  - 上記項目全てを網羅していなくても構いません。

## (5) 想定スケジュール

令和 7 年 1 月～ 2 月	：情報提供依頼
令和 7 年 1 月～ 2 月～ 令和 8 年 1 月	：情報収集、見積書取得 (必要に応じヒアリング等実施)
令和 8 年 1 月～ 3 月	：事業者選定に向けた準備 (必要に応じヒアリング等実施)
令和 8 年 4 月～ 9 月	：事業者選定作業 (RFP を想定)
令和 8 年 10 月頃	：導入事業者決定、システム構築開始
令和 9 年 3 月頃	：本稼働

## 3. 現行システムの概要等

### (1) 現行システム及び利用環境

- ・ 現行システムベンダ：株式会社アイネス
- ・ パッケージ名称：児童福祉総合システム (WebRings)
- ・ システム動作環境：クライアント端末は、情報系ネットワークに接続されており、VMware Horizon Enterprise を利用した VDI 接続により、マイナンバー利用事務系ネットワーク上の仮想デスクトップにアクセスする構成となっている。端末の OS は Windows 10 Enterprise を採用
- ・ ネットワーク環境：個人番号利用事務系

### (2) 関連システム

- ・ 自治体中間サーバー (副本連携)
- ・ 共通基盤システム (統合 DB として手帳情報等集約)
- ・ PMH (PublicMedicalHub) (更生医療・育成医療先行事業参加・運用済み)

### (3) 機能別連携仕様の連携対象システム及びベンダ

- ・ 住民記録システム：富士フィルムシステムサービス (令和 8 年 1 月稼働予定)
- ・ 税総合システム：NEC (令和 7 年 1 月稼働済み)
- ・ 健康管理システム：NTT データ関西 (令和 8 年 1 月稼働予定)
- ・ 保険総合システム：日立システムズ (令和 8 年 1 月稼働予定)
- ・ 児童扶養手当システム：アイネス (特定移行支援)
- ・ 生活保護システム：富士通 Japan (特定移行支援)
- ・ 子ども子育て支援システム：富士通 Japan (特定移行支援)
- ・ 団体内統合宛名システム：NEC (令和 8 年 1 月稼働予定)

(4) 人口

令和7年8月1日現在 406,043人（中核市）

(5) ユーザー数

約80人

(6) 業務端末数

約100台（VDI）

(7) 設置場所

- ・ 豊中市役所第二庁舎1階・3階（豊中市中桜塚3丁目1-1）
- ・ 豊中市立障害福祉センターひまわり（豊中市稻津町1丁目1-20）
- ・ 豊中市中部保健センター、豊中市児童相談所（豊中市岡上の町2丁目1-15  
すこやかプラザ1・2階）

(8) システム連携

- ・ 子ども家庭支援システム（児童相談所システム）

※ 標準化対象外システムに該当。現行システムから夜間処理バッチにて個別カスタマイズで指定項目のファイル連携を行っている。

#### 4. システム開発上の要件

(1) 標準準拠

地方公共団体情報システム標準化基本方針や各種標準化仕様書など国の定める標準化関連指針全てに準拠することを求めます。従って、開発途中でも、国の動向に合わせ仕様変更等に柔軟に対応することを求めます。システムの標準化適合性確認については地方公共団体システム標準化基本方針にて「共通化標準化基準の適合性確認」に定められた通りとなります。また、国が動向などを見据え、検収時点での基準に沿って適合性を評価する想定です。

(2) ガバメントクラウドの活用

共同利用方式の場合、システム稼働からガバメントクラウド上で稼働することを前提にします。また、システム開発・保守だけではなく、ガバメントクラウド運用管理補助者についても一括で本システムの開発・保守事業者に委託することが望ましいと考えておりますが、御意見（例：ガバメントクラウド運用管理補助者は別途調達にしてほしい等）があれば「（様式1）情報提供書」の「その他」にて情報提供をお願いいたします。単独利用方式の場合は、本市が指定する仮想化基盤上にシステムを構築することを前提とします。

### (3) 各業務における留意事項

提供システムにおいて、国が定めた標準仕様への適合は当然ながら必須要件とし、それに加えて本市が求める機能や帳票の要件の実現可否や実現方法について、ご教示いただきたく存じます。

- ① 療育手帳、自立支援医療（精神通院医療）、特別児童扶養手当
  - ・申請書は大阪府の指定する様式に準拠したものをシステムから出力
  - ・大阪府から納品される紙の決定書を AI-OCR にて読み込み、RPA を活用してシステムへ登録
- ② 今後、ぴったりサービスや窓口 DXaaS を活用し、受給者情報を連携、システム取り込みを行う予定
- ③ 連携受給者情報に地区担当を設定して管理
- ④ 紙決裁の根拠資料を外付けツール（Access）から出力（世帯構成、税、手帳、障害児通所・入所、障害福祉サービスの受給情報、地区担当）
- ⑤ 障害支援区分認定調査関係の AI-OCR 等を活用した業務支援（現システムは取込機能を使用）
- ⑥ 障害支援区分判定ソフト 2014 システムを使用した国への報告関係の処理
- ⑦ 支給決定の決裁の電子化（検討事項）
- ⑧ 紙で記録している情報の電子記録（検討事項）
- ⑨ 入力誤りに気付くための入力制御やチェック資料の抽出機能の強化（検討事項）

### (4) 標準化対象範囲外事務

下記、標準化対象範囲外事務についても、障害福祉システム上で項目（主には申請者情報や決定内容等）管理や帳票（申請書・決定通知・給付券）の出力・発行を行います。

#### ① 軽度難聴児補聴器交付事業

【概要】身体障害者手帳を所持しない児童の補聴器購入費の助成を行う制度

#### ② 日常生活用具給付等事業

【概要】障害者に対して日常生活用具を給付又は貸与する制度

#### ③ NHK 受信料減免

【概要】障害者手帳障を所持している世帯の NHK 放送受信料の減免制度

#### ④ 有料道路割引

【概要】有料道路を利用する障害者の方に対しての割引制度

#### ⑤ 在宅障害者住宅改造助成

【概要】重度身体障害者に対して障害のために必要な住宅改造費を助成する制度

#### ⑥ 自動車改造助成

【概要】身体障害者が自動車を運転する時の装置の改造費を助成する制度

## ⑦ 緊急通報システム

【概要】重度身体障害者に対して緊急通報システムの貸与する制度

## ⑧ 身体障害者手帳診断書料助成

【概要】身体障害者手帳の交付申請に要した費用を支給する制度

## ⑨ 重度障がい者在宅生活応援制度

【概要】支給要件を満たす重度障害者(児)と同居する介護者に年4回支給する制度

## ⑩ 大阪府障害者扶養共済事務

【概要】障害者を扶養する保護者を契約者として、障害者に年金を支給する制度

## ⑪ 障害児入所支援支給決定事務

【概要】障害児入所の利用者について、障害児入所給付費を支給する制度

## ⑫ 移動支援事業

【概要】障害者等が円滑に外出できるよう、障害者の移動の支援をする制度

## ⑬ 日中一時支援事業

【概要】障害者の家族の就労支援等のために、障害者等に対し日中の見守り等必要な支援を行う制度

## ⑭ 訪問入浴介助サービス事業

【概要】家族のみでは入浴困難な重度身体障害者に対し、入浴の介助等を行う制度

## 5. 情報提供方法

### (1) 提出方法

本件に参加いただける場合、次の要領で御連絡ください。

- ア 情報提供依頼書を参考に、「(様式 1) 情報提供書」を入力してください。  
イ 「8 問合せ・提出先」に記載のメールアドレス宛に送付してください。なお、メールの件名は「【情報提供】障害福祉システム標準化情報提供依頼【貴社名】」としてください。メール送信後、「8 問合せ・提出先」に記載の連絡先宛てに到着確認の御連絡をお願いします。

### (2) 提供資料一覧

情報提供を依頼するに当たり、本市より提供する資料は以下のとおりです。

資料名	説明	備考
情報提供依頼書	本書類	
情報提供書	本情報提供依頼に対する情報提供の回答を記載いただく書類	様式 1
質問票	情報提供依頼に貴社から質問がある場合に提出いただく書類	様式 2

### (3) 提出期限

情報提供意向の提出は令和 8 年（2026 年）1 月 23 日（金）までにお願いします。

## 6. 情報提供依頼に係る質問の受付について

本情報提供依頼について質問がある場合は、次の要領で御連絡ください。

- ア 作成方法：「【様式 2】質問票」に質問事項を入力してください。
- イ 通知方法：「8 問合せ・提出先」に記載のメールアドレス宛に送付してください。  
なお、メールの件名は「【質問】障害福祉システム標準化情報提供依頼【貴社名】」  
としてください。メール送信後、「8 問合せ・提出先」に記載の連絡先宛てに到着確認の御連絡をお願いします。
- ウ 質問受付期限：質問票の提出は令和 7 年（2025 年）12 月 24 日（水）正午まで  
にお願いします。
- エ 質問の回答：質問内容に関する回答は、次のとおりとします。  
回答日：令和 8 年（2026 年）1 月 9 日（金）  
回答方法：質問回答一覧を、全参加事業者の担当者へ電子メールで送信します。  
回答日より早く回答の準備が完了した場合、前倒して回答します。

## 7. 留意事項

- ・ 本情報提供依頼は、標準準拠システム等に関する技術や価格等の各種情報の情報収集を目的としており、今後の調達に直接関与するものではありません。
- ・ 今回の情報提供依頼に際し、今後の調達等において特に優遇または不利な取り扱いが行われることはありません。また、どのような提案を受けても、それをもって将来の調達を約束するものではありません。
- ・ 本 RFI を辞退した事業者について不利益に取り扱うことはありません。
- ・ 提供された情報は、本市および現行システムの保守を委託している事業者において利用します。また、国への状況報告等に利用する場合があります。
- ・ ご提供いただいた情報・資料は返却いたしません。
- ・ 本 RFI に伴い、当市が提供する資料および質問回答の内容は、本 RFI に関する作業以外には使用を禁じます。
- ・ 本 RFI の実施に要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- ・ 本 RFI で提示する資料に記載された内容は、作成日現在で本市が把握又は想定している情報等に基づくものであり、今後変更となる場合があります。
- ・ ご提供いただいた情報・資料に関して、後日ヒアリングや製品デモンストレーションの依頼等を行う場合があります。

## 8. 問合せ・提出先

所在地：〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3丁目1—1

担当課：豊中市福祉部 障害福祉課

担当者：酒井、増子

TEL : 06-6858-3354 (直通)

Mail : shougaifukushi@city.toyonaka.osaka.jp